

第3回 妹背牛町小中一貫教育検討委員会

日 時 令和4年10月28日(金)
午後2時～
場 所 妹背牛町総合体育館研修室

1. 開 会

2. 挨拶 妹背牛町教育委員会 教育長 廣澤 勉

3. 報告事項

- ① HP への検討委員会資料・会議記録の掲載について
- ② 検討委員会だよりの発行について(第2号)

4. 協議事項

- ・答申書(案)について

5. その他

※次回の日程

令和4年12月 日() 午後1時30分～

- ・答申書(案)の最終決定について

妹背牛町小中一貫教育検討委員会だより

第2号 令和4年10月14日発行

～ 学校教育の未来を考える ～

このお知らせは、妹背牛町小中一貫教育検討委員会（以下「検討委員会」）における協議内容の状況を地域の皆さんにお知らせするために発行しているものです。

8月30日（火）に総合体育館研修室で開催しました第2回目の検討委員会では、教育長からの諮問、小中一貫教育制度の導入、学校形態などについて協議を行いました。慎重に審議を行った結果、次のとおり方針が決まりました。

① 小中一貫教育制度の導入～「導入」する。

② 学校形態～「義務教育学校」とする。

🌸 第2回検討委員会での質疑（抜粋）

Q1. 小中一貫教育のスタートはいつから？

A1. 小中学校統合校舎の完成にあわせてと考えている。

今の段階では、令和10年4月のスタートを予定している。 検討委員会の様子

Q2. 新しい校舎に移動する時期は、いつ頃を予定しているのか？

A2. 春休みや夏休みなどの長期の休みを利用しないと移動は難しい。子ども達に負担のかからない形でスムーズに行いたい。

Q3. 小中一貫教育になると、学校の行事や参観日、授業やそれに係る経費、制服などはどうなるのか心配。子どもの成長は早いので少し早めに話を進めて欲しい。また、PTAの役員は小中保育所を含めているので、一貫校になるとどのように変わるのか。その辺のことを資料に入れてもらえると親も理解しやすいと思う。

A3. この検討委員会は、小中一貫教育制度の導入の可否と、学校形態を決める場なのでここで話すのは難しい。学校行事など学校の運営については、小中一貫教育や学校形態が決まってから協議していく事になる。しかし、保護者の心配されている部分があったので、学校行事や授業、PTAなど先進地の取組事例を資料として用意したい。また、保護者説明会でも説明する。

★会議の配布資料や議事要旨は、町HPに順次掲載しております。

🌸 第3回検討委員会の開催

- ・ 日 時 令和4年10月28日（金）14時～ ・ 場 所 妹背牛町総合体育館研修室
- ・ 内 容 答申書（案）についての協議

【事務局】 妹背牛町教育委員会 教育課学校教育グループ
〒079-0500 雨竜郡妹背牛町字妹背牛 5208 番地の1
TEL : 0164-32-2525 FAX : 0164-32-2828
E-mail : kyoikuiinkai@town.moseushi.lg.jp

令和 年 月 日

妹背牛町教育委員会
教育長 廣 澤 勉 様

妹背牛町小中一貫教育検討委員会

答 申 書 (案)

全国的な少子化・人口減少が進む中、本町においても児童生徒数が年々減少していく傾向にあり、令和8年度には妹背牛小学校が複式学級になることが予見されています。

このような状況の中、妹背牛町教育委員会教育長より令和4年8月30日付け諮問書において「妹背牛町における小中一貫教育制度の導入」及び「教育格差の是正」についての諮問を受け、本町の現状と課題、小中一貫教育制度導入によるメリット・デメリットを踏まえ、児童生徒達の輝かしい未来のためにどのような教育環境が一番望ましいのか慎重に審議を重ねてまいりました。

また、答申にあたっては「小中一貫教育制度の導入」と「教育格差の是正」は不可分の関係にあることから1つの課題と捉え、小中一貫教育制度の導入が教育格差の是正にどう繋がるのかという観点から審議してきたところです。

その結果として、委員全員の総意により、別紙のとおり答申いたします。

『妹背牛町における小中一貫教育制度の導入』及び

『教育格差の是正』について

【考え方】

1. 小中一貫教育制度の経緯

現在の義務教育制度は、昭和22年4月から「小学校6年-中学校3年-高校3年-大学4年」制を基本として導入され、すでに約70年が経過しています。導入当初と比較すると、義務教育期間における子ども達の心身の発達の早期化や著しい価値観の変化がみられ、小学生から中学校へ新しい環境に移行する段階でのいじめ・不登校といった、いわゆる「中1ギャップ」などの様々な課題が顕在化している状況にあります。

このような中、平成12年度に小中一貫教育に初めて取り組む自治体が現れ、平成20年度には教育課程特例校制度が創設され、小中一貫校導入のハードルが大きく引き下げられました。その後、自治体や学校現場での取り組みが10年以上にわたり蓄積され、顕著な成果が明らかになったことから、正式な学校制度として法制化すべきとの要望が寄せられ、平成28年4月に「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が施行され、「小中一貫教育」が制度として全国的に開始されました。

2. 小中一貫教育制度導入の成果

小中一貫教育制度導入の大目的としては、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情などを踏まえた具体的な取組内容の質を高めることにあります。

すでに成果として、学習面では、9年間を見通した指導による学力の向上、勉強が好きと答える児童生徒の増加、全国学力・学習状況調査の結果の向上。

指導面では、中学校への進学に不安を感じる児童の減少(中1ギャップ解消)、上級生が下級生の手本になろうとする意識の高まり。

教職員の協働では、小・中学校共通で実践する取り組みの増加、教職員の教科指導力の向上など、現在の小学校と中学校における制度的な垣根を超え、様々な取り組みが可能となります。

3. 小中一貫教育制度のメリット・デメリット

妹背牛町における現状と課題を踏まえ、小中一貫教育制度の導入を判断しようとするとき、次のようなメリット・デメリットが挙げられます。

～メリット～

①「継続的な指導、系統性・連続性を意識した教育」

9年間継続して指導が行われるため、教職員間で児童生徒の情報を共有しやすい。小学校と中学校で学ぶ内容の系統性や連続性に配慮した教育プログラムの作成・指導が可能になり、理解度の向上が期待される。

②「中1ギャップの解消」

小学校と中学校を1つにすることで学校間の段差を緩和でき、円滑な移行を促すことが可能となり、中1ギャップの緩和・解消が期待される。

③「異学年交流による精神的な発達」

学校行事など異学年交流を行うことにより、上級生から下級生に対する思いやりの心、下級生から上級生に対する憧れの気持ちの醸成といった、精神的な発達や社会性の育成の効果が期待される。

④「特別支援教育の充実」

特別支援教育を必要とする児童が小学校から中学校に進学する場合、保護者は学校との関係を1から作り直さなければならず大きな負担になっている。小中一貫教育制度は9年間を通じて一貫した指導・支援に取り組み、情報が引き継ぎやすいことから、保護者との継続的な関係を築きやすく、負担の軽減が期待される。

～デメリット～

①「中学校進学の新鮮さがなく、小学校卒業の達成感がない」

中1ギャップなどの解消を目的に小学校と中学校の段差をなくした結果、中学校の新鮮さが失せ、学習意欲などを駆り立てることが難しくなる場合がある。

②「リーダーシップや自主性を養う機会が減る」

小学校では5・6年生になると、学校生活や学校行事などで高学年としての自覚・自主性、リーダーシップが養われるが、学校が1つになったことで高学年ではなくなってしまうため、その機会が減る。

③「小1と中3では大きな差があり、交流に課題が残る」

異学年交流を行う場合には、小1と中3では発達段階に大きな差があり、同じ活動をするためには相当な配慮が必要となる。

小中一貫教育制度の導入により、例えばメリットの「中1ギャップの解消」が期待される反面、デメリットにある「中学校進学の新鮮さがなく、小学校卒業の達成感がない」「リーダーシップや自主性を養う機会が減る」といわれ、メリットの「異学年交流による精神的な発達」に対し、デメリットの「小1と中3

では大きな差があり、交流に課題が残る」というものが不安材料として挙げられています。この様にメリット・デメリットが表裏の関係にあるものに関しては、メリットを伸ばすことでデメリットへの対応が可能と考えられます。

また、本年2月の保護者アンケートでは、「メリハリがない」ことを懸念する意見が多く出されました。この点については、区切りとなる最終年次に「夢の式」や「前期課程修了証書授与式」などの実施により解消されていくものと考えられ、他の不安材料についても、先進地の取組事例などから対応が可能な範囲であると考えられます。

4. 本町における現状と課題

本町の現状は「第9次妹背牛町総合振興計画」のとおり、全国的に課題となっている人口減少と同様に本町の総人口も年々減少する傾向であり、高齢化率が増加する推計となっています。児童生徒数においても減少することが予想され、令和8年度には小学校で複式学級になることが予見されています。少子化の進行は、子ども同士の切磋琢磨の機会を減少させ、学校や地域において一定規模の集団での教育活動や学校行事、部活動、地域における伝統行事などの活動に影響を及ぼすことが考えられます。ただし、これらの影響は、必ずしも少子化のみにより持たされるものではなく、地域によって異なっていることに留意しなければなりません。『教育格差の是正』には、これらの課題の解決が必要であると考えます。

既述の課題解決に向け、また、本町が特に力を入れ取り組んできた小中連携・特別支援教育の充実をさらに進めるうえで、「2」の成果、「3」のメリット・デメリットを踏まえ、『小中一貫教育制度の導入』を検討することが必要であると考えます。

【結果】

本町における現状と課題、小中一貫教育制度のメリット・デメリットなどについて総合的に判断した結果、本町には『小中一貫教育制度の導入が必要』であると考えます。

さらには、本町において小中一貫教育に取り組むうえで、『義務教育学校を設置すべき』と考えます。義務教育学校は、「小中一貫教育の基本形であり、1人の校長の下、1つの教職員集団が9年間一貫した教育課程を編成・実施する単一の学校種」として、小中一貫教育制度を最大限に生かすために、新たに法制化された学校であるからです。

本町は、将来的に児童生徒数の減少を避けることが難しいことから、義務教育学校の設置によって、小学校・中学校が一体となって児童生徒の適正な集団規模を確保していく必要があります。さらに、小中の一体化により教職員も増えるため、子ども達と教職員の新たな人間関係の構築がみられ、子ども達の成長に良い影響をもたらすことも期待されます。子ども達の触れ合いの機会を増やすことで、人間関係の持ち方やルールを学んでいくといった社会生活の基盤を培う体験の機会が増加します。

「デメリットとして9年間同じ学校で人間関係が固定化される」というものがありますが、本町は小学校・中学校1校ずつであり、新たな課題とはならないと判断します。

そのほか、小中一貫教育制度のメリット・デメリットは「3」のとおりですが、本町に当てはめた場合、メリットがデメリットを上回ると考えられ、デメリットにおいても他の自治体の事例などから対応可能であり、小中一貫教育制度の導入は今後の学校教育の質と向上を図るうえで、非常に有効であると考えます。

『教育格差の是正』については、本町が義務教育学校を設置し、小中一貫教育に取り組むことで、格差の是正が図られるものと考えます。

心配される複式学級ですが、義務教育学校では副校長(教頭)が三人体制のため、総括担当の副校長を普通教職員に切り替えることができ、複式学級回避の1つの手段となります。また、人口減少に伴う適正な集団規模の確保についても、小学校・中学校が一体となることで可能となり、新たな人間関係の構築によるコミュニケーション能力の向上も期待されます。

以上のことから本町の学校教育において、小中一貫教育制度の導入と義務教育学校の設置は必要であり、この取り組みが教育格差の是正に繋がるものと考えます。